

## 消費税の三つの改正

平成23年6月に消費税の改正がありました。主な改正点は、次の3項目です。適用時期が迫ってきたので、再度確認の意味でまとめてみたいと思います。

### 1. 免税点制度の適用見直し

基準期間の課税売上高が1000万円以下であっても特定期間（前事業年度開始の日以後6ヶ月の期間）の課税売上高が1000万円を超えるとその事業者は免税事業者になれないこととなります。

この改正は、その年又はその事業年度が平成25年1月1日以後に開始する課税期間から適用になります。

### 2. 仕入税額控除制度における「95%ルール」の見直し

「95%ルール」とは、次のことを言っています

#### ナマの税務相談室

**Q** 暫くぶりにご相談したいことがありますて、参りました。

**A** お元気そうで何よりです。ところで、本

日はどういう件でお越しになったのですか？

**Q** 実は、私もご存知のように世に言われる平均寿命年齢もそう遠くないので、相続対策も考えないわけでもありません。素人判断でやっていますので、今日はそのチェックを賜りたいと思い参上しました。

**A** それはそれは。相続対策はお元気なうちにから考えておいた方がよろしいですね。病気になって慌てて考えても良い考えはおいそれと浮ぶわけではありませんからね。

**Q** 実は、数年前から私が持っている私の弟が経営している甲社の株式を、弟の了解を得て額面110万円以下の念頭に置いて長男に贈与しています。ただ、贈与契約等の書類等は作成していません。

#### 贈与って意外と落とし穴がある

**A** 今お話を伺いまして少し気になる点を申し上げます。基本的なことで恐縮ですが、贈与は贈与者と受贈者間の贈与契約に基づく法律行為です。

書類は作成していないことですが、ご本人が贈与した積もりでも客観的に贈与事実が認められない場合は、いざ相続が発生した時ご本人の財産として相続財産となります。

ただし、甲社の法人税の申告書の別表において名義変更の確認や配当の申告等がある場合は贈与と認められるでしょうが、客観的な証拠がない場合は立証行為が必要です。

また、贈与税の申告をしていない場合において、贈与が認められたときには、株式の評価額に誤りがあり贈与税の申告義務があることになった場合、贈与税の法定申告期限から6年以内の各年分の贈与税について遡及して課税されることになります。

#### ナマの税務相談室